

議案第 33 号

伊賀市体育施設条例の一部改正について

伊賀市体育施設条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和4年2月22日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市体育施設条例の一部を改正する条例

伊賀市体育施設条例（平成16年伊賀市条例第254号）の一部を次のように改正する。

第2条中第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号から第25号までを削り、第26号を第22号とし、第27号から第31号までを4号ずつ繰り上げる。

第3条を次のように改める。

（管理）

第3条 体育施設の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

第4条第1号から第3号までの規定中「指定管理施設」を「体育施設」に改め、同条第4号中「その他当該」を「前3号に掲げるもののほか、当該」に、「指定管理施設」を「体育施設」に改める。

第5条中「指定管理施設」を「指定管理者が体育施設」に改める。

第6条第1項を削り、同条第2項中「指定管理施設」を「体育施設」に改め、同項を同条とする。

第7条第1項を削り、同条第2項中「指定管理施設に関して、指定管理者は、使用許可について」を「指定管理者は、前条の許可を行うに際し」に改め、同項を同条とする。

第8条第3号中「その他市長又は指定管理者において、適当」を「前2号に掲げるもののほか、指定管理者が適当」に改める。

第9条各号列記以外の部分及び第3号中「市長又は」を削り、同条第4号中「及び市長」

を削る。

第10条第2項を削り、同条第3項中「指定管理施設に関しては」を「指定管理者は、必要があると認めるときは」に、「指定管理者が必要と認めたときは、使用時間」を「、体育施設の使用時間」に改め、同項を同条第2項とする。

第11条の見出し中「使用料等」を「利用料金」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「指定管理施設」を「体育施設」に、「指定管理者」を「、指定管理者」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「別表第3」を「別表第2」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「指定管理施設」を「体育施設」に改め、同項を同条第3項とする。

第12条の見出し中「使用料等」を「利用料金」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「特に」を「、特に」に改め、同項を同条とする。

第13条の見出し中「使用料等」を「利用料金」に改め、同条中「使用料及び」を削り、同条第3号中「取り消し、又は変更を申し出て、直営施設は市長に、指定管理施設は」を「取消し又は変更の申出があり、当該申出を」に、「において」を「が」に改める。

第14条第1項を削り、同条第2項中「指定管理施設」を「体育施設」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

別表第1 青山児童屋内運動場の項、青山高尾グラウンドの項、青山矢持グラウンドの項及び青山高尾体育館の項を削る。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。